

第35回奈良市水道事業懇談会会議の概要	
開催日時	平成26年3月3日（月）午後1時30分～午後3時00分
開催場所	奈良市水道局 4階 大会議室
議 題	(1) 上下水道の組織統合について (2) 会計制度の変更と予算・決算への影響について (3) 配水池耐震補強事業について (4) 水質検査結果概要及び水質検査計画について
出席者	出席委員 11人・局 7人・事務局 4人
開催形態	公開（傍聴人1人）
担当課	業務部経営管理課
質疑要旨	
資料1	<p>○上下水道の組織統合について</p> <p>委 員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上下水道の組織統合により水道料金の徴収方法が変更されるなど、市民に対して直接の影響はあるのでしょうか。また、下水道職員については地方公営企業法の適用により身分が変更されますが、職員への周知・理解は進んでいるのでしょうか。 <p>水道局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道料金の徴収方法は、以前より下水道料金も含めて請求しているため変更はありません。したがって、市民の方への直接の影響はありません。また、下水道職員の身分の取扱いについては、地方公営企業法に基づき地方公営企業職員へと変更されます。しかし、地方公営企業法が地方公務員法の上位法令であること及び団結権が付与されることから、今回の変更が職員にとって不利益な取り扱いになるとは考えておりません。また、職員への説明については、市長部局においても同様に行われています。 <p>委 員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織統合により、下水道事業が水道事業を圧迫し水道料金の値上げになる恐れはないのでしょうか。また、統合後の職員数はどのように変更されるのでしょうか。

水道局

- ・組織統合後においても各事業は独立した会計とし、かつ事業間の資金融通を行わないことから、水道事業への影響はありません。よって、組織統合による水道料金値上げは予定していません。

職員数については、建設や維持管理等については現状を維持する方針ですが、両事業間で共通する人事・経理・財政等については、水道事業に統合し削減となる予定です。

委 員

- ・他の中核市でも下水道事業を法適用化して組織統合を行っているということですが、どのような効果がありますか。

水道局

- ・下水道に企業会計を適用することにより下水道職員のコスト意識が向上するものと考えています。例えば、資金管理等については、これまでは市長部局の財政課で対応していましたが、これからは下水道会計で資金管理等をしていかなければなりません。

委 員

- ・財政面を除いた場合に、下水道事業はどのような課題があるのでしょうか。

水道局

- ・1点目として下水道の長寿命化事業が挙げられます。布設済みの下水道管を取り替えるには多額の費用を要するため、計画的かつ合理的に実施していく必要があります。

2点目として、合流式下水道の解消があります。現在、分流式下水道が主流ですが、奈良市は古くから下水道事業を行ってきたため、合流式下水道が数多く残っております。合流式下水道は、降雨時に雨水が流入するため流量が増大し、一定量を超えた下水は処理場に送水されず未処理のまま放流されます。このことから水質汚濁が問題となり、法令改正により緊急改善対策の完了が義務付けられました。したがって、この問題についても効率的な解決方法を模索していかなければなりません。

委 員

- ・下水道事業の長期的な事業計画や財政計画はどのように策定されているのでしょうか。

水道局

- ・事業計画については、単年度のみで策定されており、長期計画は策定していません。したがって、組織統合後に策定することとしています。財政計画については12月議会に提出しましたが、下水道事業の主な収入源として一般会計からの繰入金が入金の大きな部分となっています。繰入金については、総務省で定められた基準内繰入と赤字補てん的な基準外繰入という2種類に分類されます。現在の下水道事業は、両方の繰入を行っておりますが、統合後は困難ですが基準外繰入をゼロとできるような収支改善に努めていきます。

委 員

- ・下水道事業においては、今後も更新事業等に多額の費用を要することは明らかであり、料金改定を今後5年間実施しないということを疑問と感ぜますが、いかがでしょうか。

水道局

- ・奈良市としては、今後5年間は下水道料金の改定を行わないという方針であり、当面は企業努力で経営改善を行っていくこととなります。

委 員

- ・上下水道の組織統合は良い制度だと思いますが、奈良市の下水道の大半は県の流域下水道で処理し、また、水道も一部県営水道を受水していることから、今後は流域単位で上下水道のあり方を考えていく必要があるのではないのでしょうか。

水道局

- ・水道と下水道を分けて議論するのか、または両者を包括的に議論すべきかの判断は、慎重にすべき問題だと思います。いずれにせよ、奈良県との関係を少し見直す機会がなければ経営改善は難しいと考えます。

委 員

- ・配水池の耐震補強事業の優先順位はどのように決定しているのでしょうか。

水道局

- ・竣工年度も考慮していますが、拠点配水池を優先し、その受け持つ配水区域の給水人口を加味して決定しています。

委 員

- ・配水池の下流の水道管で事故があった場合、配水池に確保している水道水が流出しないための対策があったと思いますが、現在の状況を教えてください。

水道局

- ・拠点配水池（26カ所）に緊急遮断弁を設置しています。水道管で大きな被害があった場合、緊急遮断弁が作動し水道水を確保できるようになっています。

委 員

- ・配水池の耐震補強事業は、どの程度の震度を想定して実施されているのでしょうか。

水道局

- ・内陸直下型地震である奈良盆地東縁断層帯地震を想定しています。これは、兵庫県南部地震（阪神淡路大震災：震度6強～7）と同程度の地震です。

資料4

○水質検査結果概要及び水質検査計画について

委 員

- ・水質検査項目であるトリクロロ酢酸とジクロロ酢酸については、基準値の改正が行われることとなっております。この改正により現在の数値が基準値に近くなると思いますが、どのような対応を取られるのでしょうか。また、残留塩素濃度についても若干高い状態であると思います。これには何か理由があるのでしょうか。

水道局

- ・トリクロロ酢酸とジクロロ酢酸については、活性炭の投入による対策を予定しており、基準改正にも適合した値になると見込んでいます。
- ・残留塩素濃度については、若干高めの値となっております。これは奈良市の開発が西へと放射状に進み管路延長が長いことに起因しており、末端までの残留塩素濃度の均一化が困難な状況となっております。そのため、配水池等で塩素を追加投入し、また浄水場においては夏季・冬季で投入量を増減し、残留塩素の調整を図っております。